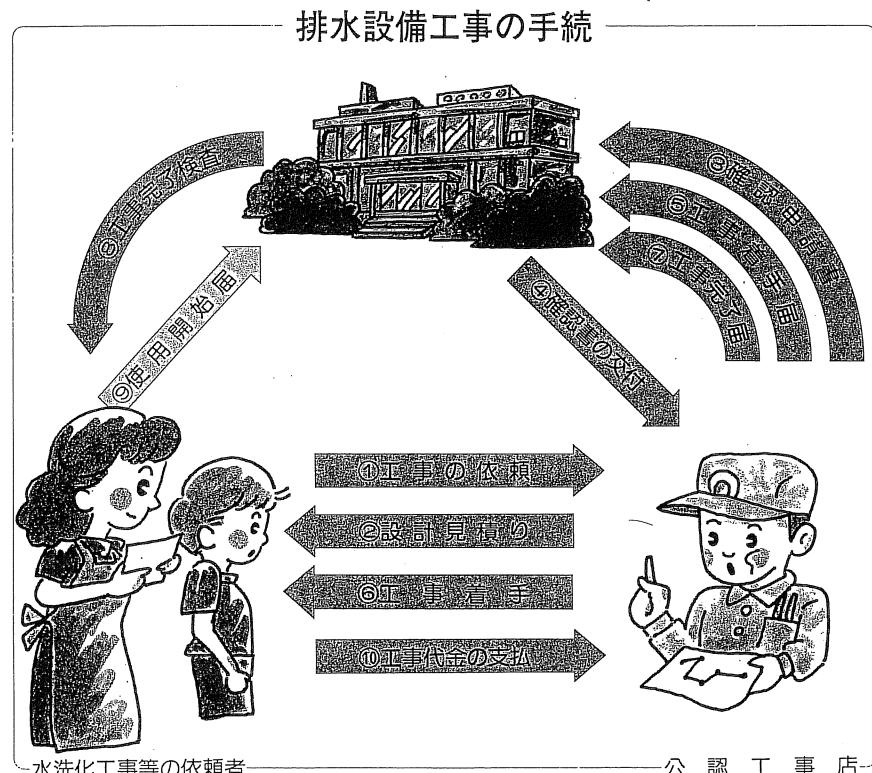


排水設備(水洗化)工事の手続

水洗トイレへの改造工事や流しなどの排水設備工事は、町の指定した「指定工事店」でなければ施工することができません。

「指定工事店」は、基準に合った設計見積をし、町の検査を受けて責任施行いたします。

また、「指定工事店」では、工事の申請等の書類の作成、届出などの手続を皆さんに代って行います。



◎ 工事は 指定工事店へ申し込み下さい。

申請書等への押印と書類の確認は必ず自分で行いましょう。

排水設備工事の事務手続き

